

# 「関西ものづくり新撰2023」 応募要領

令和4年8月8日  
近畿経済産業局

## 1. 概要

近畿経済産業局（以下「当局」）では、関西ものづくり中小企業の新産業・新市場創出を促進するため、企業が新たに開発した製品・技術を広く発掘し、特に“優れた”“売れる”製品・技術、“新しい”“儲かる”ビジネスモデルを「関西ものづくり新撰」として選定し、情報発信や販路開拓支援などを通じて、当該製品・技術のビジネス拡大を支援して参りました。平成24年度から9回の選定を行い現在までに213の製品・技術を選定しています。

第10回目の選定となる今年度は、選定分野をリニューアルし、持続可能な社会の実現に貢献する取り組みにもフォーカスを当て、サステナブルな食システムや、カーボンニュートラルの実現に資する製品・技術等の取組みを募集します。また、審査の結果、選定された製品・技術等の中から、最も高い評価を得たものを「最優秀賞」として、各審査委員がそれぞれの観点において特に注目する技術・製品等を「特別賞」として選定します。

選定の翌年度には製品・技術及び開発企業の魅力を詰め込んだ当局Web掲載記事の作成や、販路開拓や経営課題解決等の個別支援を行うことを予定しています。

## 2. 応募資格・部門

以下の9項目をすべて満たす製品・技術等を対象とします。

項目	内容
(1) 関西のものづくり 中小企業	製品・技術等を開発した企業が以下2つの条件を満たすこと。 ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 ② 本社又は主たる事業所の所在地が当局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）であること。
(2) 新たな製品・技術等	5年以内（2017年8月1日～2022年7月31日）に販売・提供を開始した新たな製品・技術等であること。
(3) 市場開拓の見込み	既に販売・提供の実績があり、今後の市場開拓が見込めること。 ※ 2022年7月31日までに販売・提供行為を行い売上計上している製品・技術等を対象とします。
(4) 製品・技術等の分野	以下の7分野のいずれかに該当する製品・技術等であること。（最大2分野まで組合せ可） ① 環境・エネルギー【リニューアル】 環境負荷の低減や省エネルギー、再生可能エネルギーの普及・開発、カーボ

	<p>ンニュートラルの実現などに効果がある製品・技術</p> <p>② 医療・健康・介護 医療の向上や健康の増進、介護の負担軽減などに効果がある製品・技術</p> <p>③ 先端産業【リニューアル】 ロボット、情報家電、航空宇宙機器、自動走行、小型無人機、バイオテクノロジーなど、先端産業の発展に効果がある製品・技術</p> <p>④ 防災・セキュリティ 災害の防止・軽減等の効果があり、安心・安全を支える製品・技術</p> <p>⑤ 新市場創出【リニューアル】 地場産業や地域ブランド、年齢やジェンダー、国籍、障がいの有無などの多様性に寄り添った環境づくり等、ニッチな分野等において新市場を創出する製品・技術</p> <p>⑥ IT/IoT ソリューション デジタルトランスフォーメーション推進に資するソフトウェア、IT 等のデジタル技術とデバイス等を活用したものづくりとサービスが融合したソリューション等を創出・提供する製品・技術、また、それらを用いたビジネスモデル</p> <p>⑦ 社会課題関連（サステイナブルな食システム） 【リニューアル】 SDGs の掲げる持続可能な食料生産システムの確保や、生産・サプライチェーンにおける食品ロスの減少などに役立つ製品・技術、また、それらを用いたビジネスモデル</p> <p>（過去の選定事例） 当局ホームページ <a href="https://www.kansai.meti.go.jp/3-5sangyo/shinseihin/">https://www.kansai.meti.go.jp/3-5sangyo/shinseihin/</a></p>
(5) 販路開拓・拡大の意欲	当該製品・技術等の販路開拓・拡大に意欲のあること。
(6) ものづくり日本大賞との関連	過去にもものづくり日本大賞の各賞を受賞した製品・技術等ではないこと。
(7) 過去の関西ものづくり新撰との関連	「関西ものづくり新撰」（2013～2021）に選定された製品・技術等と同一ではないこと。
(8) 特許等の侵害	他の特許等を侵害していないこと、または係争中ではないこと。
(9) 法令違反等	<p>①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に規定する暴力団等の反社会的勢力、もしくはその構成員と関係がある中小企業等ではないこと。</p> <p>②応募しようとする製品・技術等について、独占禁止法等各種法令に違反していないこと。</p>

### 3. 応募方法

以下のWeb申込フォームに会社情報、応募する製品・技術等の情報等をご入力ください。

また、当局ホームページから応募書類一式をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、添付書類とともに電子媒体を当局が指定する大容量ファイル交換サービスへのアップロードにてご提出ください。

#### ◆「関西ものづくり新撰2023」ホームページ

URL	<a href="https://www.kansai.meti.go.jp/3-5sangyo/shinseihin/2023/boshu.html">https://www.kansai.meti.go.jp/3-5sangyo/shinseihin/2023/boshu.html</a>
-----	---

#### ◆応募登録専用ページ

URL	<a href="https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kansai01/form230">https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kansai01/form230</a>
-----	---

#### ◆大容量ファイル交換サービスへのアップロード

URL	アップロード用のURL等については、登録専用ページへの申込完了後に、当局から別途お送りするメールにてお伝え致します。
-----	--

#### ◆提出書類

書類名	必須 任意	説明	提出データ形式
①応募書類	必須	当局ホームページからダウンロードの上、ご記入ください。	Microsoft Word 及び Adobe PDF の両方
②応募する製品・技術等の概要がわかる写真	必須	高画質の写真3～5枚 ※お手持ちのカメラで一番高画質の設定で、ご撮影をお願いします。	JPEG
③直近2期間の決算書及び事業報告書	必須	○決算書：「貸借対照表」「損益計算書」 ○事業報告書：「年次報告書」（当該製品・技術等の開発や営業・販売等に係る記載があること） ※決算書が無い場合は、経営状況を記載した書類 ※事業報告書が無い場合は、事業の概要及び応募する製品・技術等に関して、どういった事業（研究開発、生産・営業活動等）を実施したかが分かる内容、必要に応じて社内的な取組・事業戦略上の位置づけ等を記載した書類	Adobe PDF ※紙媒体の場合、スキャン等によりPDF化してください。

④製品・技術等の概要を記した書類	任意	製品・技術等が掲載されているパンフレットなど	Adobe PDF ※紙媒体の場合、スキャン等によりPDF化してください。
⑤他機関からの推薦書	任意	当局ホームページからダウンロードの上、ご記入ください。 ※推薦書の提出がある場合は、 <u>加点对象</u> となります。 ※推薦書は、自治体、中小企業支援機関（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業支援センター、公設試験研究機関等）、金融機関からの推薦によるもののみ有効	Adobe PDF

#### 4. 応募期間

令和4年8月8日（月）～令和4年9月30日（金）17：00

#### 5. 選定方法

有識者で構成される選定委員会を設置し、審査を行います。以下3つの審査項目に基づく応募書類の審査のほか、必要に応じて追加調査を行い、「関西ものづくり新撰2023」を選定します。なお、追加調査は社会情勢を踏まえて、オンライン会議により実施する可能性があります。

##### ◆審査項目

項目	内容	応募書類 該当箇所
①新規性 独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新たに開発された製品・技術等であり、従来製品・技術等に対して優位な点を有しているか。</li> <li>➤ 従来にはない革新的な技術、ノウハウ、仕組み等を活用したものであるか。</li> <li>➤ 優れた意匠を有しているか、又はそれを可能とする製造技術であるか。あるいは顧客満足度を高める工夫が施されているか。</li> <li>➤ 第4次産業革命（IoT・ビッグデータ・AI・ロボット関連等）の実現に資する製品・技術、あるいはそれらを用いたビジネスモデルであるか。</li> </ul>	3頁 2. (2) ① 及び 6頁 2. (4)
②市場性 成長性 戦略性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該製品・技術等によって新たに提供される価値が、ターゲットとする市場の事業課題や社会課題等の解決に資するものであるか。また、市場に受け入れられるための工夫がなされているか。</li> <li>➤ 売上を拡大するための戦略が妥当であるか。</li> <li>➤ 製品・技術を活用して、サービスやソリューションまで展開することを視野に入れた優れたビジネスモデルが提案できているか。</li> <li>➤ 厳しい内外環境の中にあって新たな活路を見出す企業として、他の企業のモデルとなるとともに、地域経済の牽引・下支えにつながっ</li> </ul>	4頁 2. (2) ② 及び 5頁 2. (3)

	ているか。	
③信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な品質管理体制に基づく品質の確保がなされているか。</li> <li>➤ 法令等で定める安全性の基準を満たしているか。</li> </ul>	5頁 2.(2)③

◆加点点目

自治体、中小企業支援機関（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業支援センター、公設試験研究機関等）、金融機関からの推薦書があれば加点点対象とします。

## 6. 選定結果の発表・冊子発刊

選定結果の発表は令和5年1月中下旬を予定しています（当局ホームページ等で発表します）。

また、当局において選定された製品・技術等を掲載した冊子を作成し、関係機関への配付や、プロモーションの実施等によって販路開拓を支援します。

## 7. 選定証の交付

選定された製品・技術等に対しては、近畿経済産業局長名の選定証を交付します。

（選定証交付式を令和5年2月上旬に大阪市内にて開催予定。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、開催形態の変更等の可能性があります。）

## 8. その他

- ・ 1事業者につき、1応募に限ります。
- ・ よくあるご質問等については、当局ホームページにFAQとして掲載しておりますので参照下さい。
- ・ 応募書類に記載された個人情報その他情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ・ 選定業務を円滑に進めるため本事業の事務局運営を外部事業者に外注する予定としております。応募書類に記載された個人情報その他情報は、本審査に必要な範囲で、当該外部事業者へ情報管理の徹底、漏洩防止を義務づける契約を締結のうえで提供いたします。応募者情報の提供についてご了承ください。
- ・ 応募書類の返却はいたしません。
- ・ 選定後、応募書類の内容に虚偽がある等、選定製品・技術等に問題があると事務局が判断した場合には選定を取り消し、選定証を返納していただくことがあります。
- ・ 選定された製品・技術等については、令和5年4月以降に予定しているヒアリングやフォローアップ調査に協力いただきます。

## 9. 連絡先

◆近畿経済産業局 産業技術課（担当：浦戸、米田、亀谷）

TEL：06-6966-6017

Mail：exl-kin-shinsen2023@meti.go.jp